

覚 意

昭和49年2月6日

防衛施設庁次長

鶴 崎 敏

環境庁大気保全局長

春 日 齊

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の制定に際し、防衛施設庁と環境庁は下記のとおり了解する。

記

- 1 法第9条第1項の関係行政機関の長には、環境庁長官が含まれるものとする。
- 2 法第4条、第5条第1項または第6条第1項の第一種区域、第二種区域または第三種区域の指定を行おうとする場合は、あらかじめ、防衛施設庁は環境庁と協議する。